

令和4年11月 農業委員会総会

令和4年11月8日（火）

分庁舎2階第2多目的室

午後3時00分から午後4時00分まで

1. 出席者

<農業委員>

1番	綿貫清	6番	宮田早苗
3番	石橋義弘	7番	飯田隆男
4番	相京文夫	8番	京増孝一
5番	木我恭子		

<農地利用最適化推進委員>

篠原庄一	斉藤孝壹
高崎孝	竹尾謙一
小島儀彦	小坂和男

2. 欠席者（農業委員）

2番 石渡潤一

3. 農業委員会事務局 古川事務局長・鵜澤主任主事（書記）・石橋主事

4. 議題	第1号議案	農用地利用集積計画について（2件）
	第2号議案	農地法3条許可申請について（2件）
	第3号議案	農地法5条許可申請について（1件）

酒々井町農業委員会総会会議録

令和4年11月8日（火）

古川事務局長 ただいまから令和4年11月の農業委員会総会を開会いたします。それでは、総会次第によりまして、会長よりご挨拶をお願いいたします。

相京会長 本日もお忙しい中出席いただきご苦労様です。本日は石渡委員が体調不良とのことで欠席のため委員13名の出席となりますが、議案が3件ありますので慎重審議よろしくお願ひします。

古川事務局長 ありがとうございます。なお、本日の農地転用許可申請の案件の場所については皆様十分ご承知だと思いますので、既に通知したとおり現地確認については省略し、カラーコピーの写真にかえさせていただきますので、後ほどご確認いただければと思います。それでは、議事に移りたいと思いますが、議事の進行につきましては、会議規則により、会長をお願いいたします。

相京議長 それでは議事の進行を務めさせていただきます。本日の出席委員は、8名中、7名出席ですので、会議は成立しております。本日の議事録署名委員に、3番 石橋義弘委員、5番 木我恭子委員を指名します。また、書記に事務局の鵜澤主任主事を任命します。本日の総会は、議案3件その他ですので、よろしくお願ひします。

相京議長 はじめに、第1号議案 農用地利用集積計画 整理番号1について事務局より説明願ひます。

古川事務局長 第1号議案 農用地利用集積計画についての整理番号1について説明させていただきます。資料の1ページをご覧ください。貸付者は〇〇委員、借受者は富里市在住者です。設定場所は、尾上の農地15筆で、地目は田、面積

は合計で10,402㎡、利用計画は田です。賃借料は10aあたり1.5俵です。設定期間は、5年の新規設定です。位置につきましては、2ページの位置図をご覧ください。また、整理番号1の計画につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしております。以上で説明を終わらせて頂きます。

相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員の補足説明等については貸付者が〇〇委員の案件ですので、〇〇委員でよろしいでしょうか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

〇〇推進委員 私もサラリーマンを辞めてから12年間1人で耕作してきましたが、高齢となったこともあり、若手でやる気のある人に耕作してほしいと思い本申請に至りました。

相 京 議 長 〇〇委員から補足説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

相 京 議 長 特にないようですので、これから採決を行います。農用地利用集積計画の整理番号1について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

古川事務局長 挙手全員です。

相 京 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号1につきましては、原案どおり答申することに決定します。

相 京 議 長 続いて、第1号議案 農用地利用集積計画 整理番号2について事務局より説明願います。

古川事務局長 第1号議案 農用地利用集積計画についての整理番号2について説明させていただきます。資料の3ページをご覧ください。貸付者・借受者とも本佐倉在住者です。設定場所は、酒々井の農地1筆で、登記地目は田、現況地目は畑、面積は310㎡、利用計画は温室です。賃借料は年30,000円です。設定期間は、5年の再設定です。位置につきましては、4ページの位置図をご覧ください。また、整理番号2の計画につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしております。以上で説明を終わらせて頂きます。

相京議長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員の補足説明等については小島委員でよろしいでしょうか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

小島推進委員 登記地目は田ですが、現況は埋め立てられて花卉栽培のハウスが建てられています。借受人の〇〇さんから今後もずっと借りていきたいとの意向を伺っています。問題ないと思います。

相京議長 小島委員から補足説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

相京議長 特にないようですので、これから採決を行います。農用地利用集積計画の整理番号2について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

古川事務局長 挙手全員です。

相京議長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号2につきましては、原案どおり答申することに決定します。

相 京 議 長 続いて、第2号議案 農地法第3条許可申請 整理番号1についてを議題とし、事務局の説明を求めます。

古川事務局長 第2号議案 農地法第3条許可申請 整理番号1について説明させていただきます。資料の5ページをご覧ください。譲受人・譲渡人とも成田市在住者です。申請地は、今倉新田の農地2筆で、地目は畑、面積は合計で2,515㎡です。申請理由は、母親からの生前贈与を受けるためとのことです。なお、〇〇市内に譲渡人が所有していた農地7,899㎡の譲受人への生前贈与については、〇〇市農業委員会で令和4年9月に許可済みとなっています。作付作目は6～10月頃にじゃがいもの栽培を考えているとのことです。権利の種類等は所有権移転です。位置につきましては、6ページの位置図、7ページの公図をご覧ください。また、皆様のお手元に配布させていただきましたが、斉藤推進委員から現地調査結果表が提出されており、特に問題はないとのことでした。以上で説明を終わらせていただきます。

相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員は斉藤委員でよろしいでしょうか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

斉藤推進委員 今回の譲渡人は前所有者から相続で本申請地を取得した経緯があります。その後、譲渡人は耕作が困難なため、息子である譲受人に生前贈与したいとの意向を持ったことから本申請に至りました。周囲に太陽光発電設備が設置されている場所がありますが本申請地はきれいに管理されており、また、譲受人は機械一式を保有しておりますので問題ないと思います。

相 京 議 長 なお、申請人が町外在住者ですが、親子間の生前贈与であるため本人からの意見聴取は省略させていただきます。それでは、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

相 京 議 長 特にないようでしたら、これから採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願います。

古川事務局長 挙手全員です。

相 京 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、第2号議案 農地法第3条許可申請 整理番号1につきましては、許可することに決定します。

相 京 議 長 続いて、第2号議案 農地法第3条許可申請 整理番号2についてを議題とし、事務局の説明を求めます。

古川事務局長 第2号議案 農地法第3条許可申請 整理番号2について説明させていただきます。資料の9ページをご覧ください。譲受人・譲渡人とも尾上在住者です。申請地は、尾上の農地2筆で、登記地目は田、現況地目は畑、面積は合計で30.5㎡です。作付作目についてはプラム・梨等の果樹の栽培を考えているとのこと。権利の種類等は所有権移転です。今回の申請に至った経緯については、譲受人が所有している尾上地区の農地が道路用地として酒々井町による買収の対象となったため、その代替地として現在譲受人が耕作している場所に隣接する農地の取得を希望したことによります。詳細については、10ページの位置図、11・12ページの地積測量図をご覧ください。また、より詳細なA3の位置図を本日皆様のお手元に配布しましたのでそちらについてもご確認下さい。本日お配りしたA3の位置図で、分筆線より南側部分が道路計画予定地となった結果、譲受人が所有する尾上〇〇〇番〇、〇〇〇番〇が分筆され一部が酒々井町により買収され、耕作面積が減ることとなりました。この代替地として、譲渡人が所有する尾上〇〇〇番〇、〇〇〇番〇が分筆された後の分筆線より北側部分を譲受人が取得することで町・譲渡人・譲受人の3者間で合意され、本申請に至りました。また、皆様のお手元に配布させていただきましたが、篠原推進委員から現地調査結果表が提出されており、特に問題はないとのことでした。以上で説明を終わらせていただきます。

相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員は篠原委員でよろしいでしょうか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

篠原推進委員 場所は〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇の付近になります。代替地とのことですので問題ないと思います。

相 京 議 長 篠原委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

相 京 議 長 特にないようでしたら、これから採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願います。

古川事務局長 挙手全員です。

相 京 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、第2号議案 農地法第3条許可申請 整理番号2につきましては、許可することに決定します。

相 京 議 長 続いて、第3号議案 農地法第5条許可申請 整理番号1についてを議題とし、事務局の説明を求めます。

古川事務局長 第3号議案 農地法第5条許可申請 整理番号1について説明させていただきます。資料の14ページをご覧ください。譲受人・譲渡人とも尾上在住者です。申請地は、尾上の農地1筆の一部で、地目は畑、面積は1,327㎡の内169.29㎡です。申請理由は、専用住宅の建設です。位置については、15ページの位置図、16ページの公図をご覧ください。なお、本申請の部分について17ページの地積測量図のとおり現在分筆登記申請中で、分筆後は本申請地は尾上〇〇〇番〇〇となる見込みです。権利の種類は、所有

権移転です。立地基準については、本申請地は、農用区域及び10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域になく、また、第3種農地に該当しないため、第2種農地と判断しました。なお、本申請地は土地改良区の受益地とはなっていません。土地利用計画図については、18ページをご覧ください。事業計画については、19・20ページをご覧ください。資力及び信用については、住宅借入金事前審査回答書が添付されており、過去に農地転用の違反等もないことから資力及び信用性に問題はありません。土地の造成については切土盛土は行わず、軽く転圧をかけるのみで、砂利を敷いたりコンクリート舗装はしません。土地選定理由は、本申請地が譲受人の高齢の両親が居住する実家近くにあること及び、譲渡人から本申請地について今後農地として使用する意向がないとの情報を得たことから選択しました。用水・排水計画については、雨水については浸透枡を設置し宅内処理します。汚水・雑排水については下水本管へ接続予定です。防災計画については、工事中に周囲に被害が出ないように注意して施工することです。周辺農地の営農への被害防除対策については、周囲に農地はありませんが、近隣の営農に影響が出ないように注意して施工することです。以上で説明を終わらせて頂きます。

相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当農業委員は飯田委員でよろしいですか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

飯 田 農 業 委 員 譲受人は譲渡人の〇〇〇です。この土地ではこれまで譲渡人が落花生を栽培していましたが、周辺では建売分譲住宅の建設が進むなど、開発が進んでいます。転用については特に問題ないと思います。

相 京 議 長 飯田委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

相 京 議 長 なお、何か疑問点等がございましたら、申請代理人を呼んでおりますので、その際に質問をお願いします。それでは、申請代理人を入室させて下さい。

(申請代理人 入室)

相 京 議 長 最初に申請関係者であるかどうかの確認をさせていただきます。自己紹介をお願いします。

申 請 代 理 人 ○○○○の○○と申します。よろしくをお願いします。

相 京 議 長 今、提出されました農地法5条の許可申請について審議しているところですが、申請に至った経緯や事業計画等について説明をお願いします。

申 請 代 理 人 今回の農地法5条許可申請は、譲渡人の○である譲受人の一家が住むための専用住宅を建設するために提出させていただきました。申請地は酒々井町尾上○○○○○○番○の一部です。現在分筆登記申請中で、境界の立ち会い等はすべて完了しています。申請地選定理由については、現在譲受人は○○で○○と同居しておりますが、○○○の成長に伴い手狭になってきたこと及び、譲渡人である○○○より自身が高齢となり本申請地での耕作を続けるのが難しいためこの土地ではどうかとの提案を受け、その他の土地も同時並行で探したが適当な土地が見つからなかったことから、本申請地を選定しました。

相 京 議 長 ありがとうございます。申請代理人の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

相 京 議 長 特にないようなので、質疑を終了します。申請代理人におかれましては、お忙しいところご苦労様でした。

(申請代理人 退室)

相 京 議 長 それでは、第3号議案 農地法第5条許可申請 整理番号1について採決を行います。許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

古川事務局長 挙手全員です。

相 京 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、第3号議案 農地法第5条許可申請 整理番号1につきましては許可相当とすることに決定し、県に進達します。

相 京 議 長 次に、その他(1) 農地のあっせん依頼について事務局よりお願いします。

(事務局説明)

相 京 議 長 次に、その他(2) その他について事務局より何かありましたらお願いします。

(視察研修について)

相 京 議 長 それでは、最後に来月の総会の日程ですが、事務局案がありましたらお願いします。

古川事務局長 12月は総会と併せて農業者年金加入推進に係る研修を開催する予定となっておりますが、講師の方の都合で、5日の月曜日とさせていただければと思います。

相 京 議 長 ただ今、5日の月曜日が事務局案として出ましたが、いかがでしょうか。特にないようなので、来月の総会は、5日の月曜日で決定させていただきます。それではこれで、議案、その他が終了しましたので、議長を降ろさせていた

だき、事務局にお返しします。慎重審議ありがとうございました。

古川事務局長 それでは、これで11月の総会を閉会いたします。